

第十五問 『愚管抄』

次の文章は、菅原道真が藤原時平の策略によって左遷された事件（北野の御事）を中心に述べたものである。これを読んで、問一〜六に答えなさい。（本文の一部を省略したところがある。）

さて（注1）寛平は位につかせおはしましけるはじめより、「我が身は無下に聖主の器量にあらず」とて、「アと（注2）降りなん」と常に（注3）昭宣公に仰せ合はせけるを、「いかでかさること候はん」とのみ申されければ、「さらば一向に世のまつりごとをしてたべ」とうちまかせておはしましける程に、十年たもちおはしましける第六年かに、昭宣公うせ給ひ（注4）にければ、その太郎の時平と（注5）菅丞相とを（注6）内覧の臣に定められて、遺誠書かせ給ひて三十一にて降りさせ給ひて、延喜の帝は醍醐天皇と申すに御讓位ありければ、十三にていまだ御元服もなかりけるを、今日ただ元服をして位につかんとて、にはかに御元服ありて摂政を用ゐられず、寛平の御遺誠のままに時平と天神とに、まつりごとを仰せ合はせてありけるほどに、十七の御歳、延喜元年に北野の御事はいできにけり。その事は、（注7）帝ゆゆしきわが御ひがごと、大事を出だしたりとやおほしめしけん、全て北野の御事、諸家、官外記の日記を皆焼けて、焼かれにければ、確かにこのことを知れる人なし。（注8）されども少々まじりて見ゆるところもあり。またかうほどのことあれば、人の口伝に言ひ伝へ言ひ伝へしたることにてあれば、ことのせんは皆見えるにや。（注9）権者たちの生まれて、かかることはありけるにや。されど、異人を権者といふことはなし。天神は疑ひなき観音の化現（注10）にて、末代さまの王法をま近くまもらんとおぼしめして、かかることはありけりとあらは（注11）に知ることなり。時平の讒言といふ事は一定なり。（注12）浄蔵法師伝にも見えた。さりながら八年まではえ取らせ給はざりけるにや。天神の霊の時平につかせ給ひたりけるを、浄蔵が加

持して、したたかに責めければ、仏法の威験に勝ちがたくて、浄蔵が父の(注7)善宰相清行存日なりければ、善相公に「B汝が子の僧呼びのけよ」とねんごろに託宣して仰せられければ、浄蔵も恐れて去りにける後、つひに時平うせ給ひにけるとこそ見えて侍るめれ。この御心ならば、全て内覧の臣、(注8)撰録の家は、天神の御かたきにて失はるべきにてこそある(a)に、(c)やがて時平の弟の(注10)貞信公、家を伝へ、内覧撰政あやにくに繁昌して、子孫絶ゆることなく、今までめでたくて過ぎらるることを深く案ずるには、日本国は小国なり、内覧の臣二人併びては一定悪しかるべし、大織冠の御あとを深く守らんとて、時平の讒口にわざといたりて御身を失ひて、しかも撰録の家を守らせ給ふなり。

(『愚管抄』より)

(注)

- 1 寛平——元号。ここでは宇多天皇のこと。醍醐天皇の父で、先代に当たる。
- 2 昭宣公——藤原基経。藤原時平の父。
- 3 菅丞相——菅原道真。後出の「天神」も同じ。
- 4 内覧——天皇に奏上する文書を、あらかじめ閲覧する権限を有する重臣。
- 5 権者——仏や菩薩が、民衆を救うために仮に現れた姿。
- 6 浄蔵——平安中期の天台宗僧。
- 7 善宰相清行——三善清行。文章博士・参議などを歴任した官人で、浄蔵の父。
- 8 撰録——撰政・関白のこと。
- 9 貞信公——藤原忠平。後年、撰政に就任した。
- 10 大織冠——藤原氏の始祖である、藤原鎌足のこと。

問一 『愚管抄』は、後鳥羽院(上皇)の拳兵を諫める目的で書かれたと考えられている。歌人でもあった後鳥羽院と最も関係の深い歌集は次のうちどれか、記号で答えなさい。

- ① 『新古今和歌集』
- ② 『山家集』
- ③ 『金槐和歌集』
- ④ 『小倉百人一首』
- ⑤ 『千載和歌集』

問二 二重傍線部(a)～(d)の「に」の文法的な説明として正しいものを次の中から選び、記号で答えなさい(同じものを二回以上選んでもよい)。

- ① 名詞の一部
- ② 形容動詞の活用語尾
- ③ 格助詞
- ④ 接続助詞
- ⑤ 完了の助動詞「ぬ」の連用形
- ⑥ 断定の助動詞「なり」の連用形
- ⑦ 動詞の活用語尾

問三 波線部ア～ウを、それぞれ現代語訳しなさい。

問四 傍線部(A)「されども少々まじりて見ゆるところもあり」とあるが、どういうことか、五〇字以内で説明しなさい。

問五 傍線部(B)「汝が子の僧呼びのけよ」とあるが、なぜそのようなことを要求したのか、五〇字以内で説

明しなさい。

問六 傍線部(C)「やがて時平の弟の貞信公、家を伝へ、内覧摂政あやにくに繁昌して、子孫絶ゆることなく、
今までめでたくて過ぎらるること」の理由を、作者はどのように考えているか、七〇字以内で書きなさい。

第十五問 『愚管抄』

次の文章は、菅原道真が藤原時平の策略によって左遷された事件（北野の御事）を中心に述べたものである。これを読んで、問一〜六に答えなさい。（本文の一部を省略したところがある。）

さて（注1）寛平は位につかせおはしましけるはじめより、「我が身は無下に聖主の器量にあらず」とて、「アと（注2）降りなん」と常に（注3）昭宣公に仰せ合はせけるを、「いかでかさること候はん」とのみ申されければ、「さらば一向に世のまつりごとをしてたべ」とうちまかせておはしましける程に、十年たもちおはしましける第六年かに、昭宣公うせ給ひ（注4）にければ、その太郎の時平と（注5）菅丞相とを（注6）内覧の臣に定められて、遺誠書かせ給ひて三十一にて降りさせ給ひて、延喜の帝は醍醐天皇と申すに御讓位ありければ、十三にていまだ御元服もなかりけるを、今日ただ元服をして位につかんとて、にはかに御元服ありて摂政を用ゐられず、寛平の御遺誠のままに時平と天神とに、まつりごとを仰せ合はせてありけるほどに、十七の御歳、延喜元年に北野の御事はいできにけり。その事は、（注7）帝ゆゆしきわが御ひがごと、大事を出だしたりとやおほしめしけん、全て北野の御事、諸家、官外記の日記を皆焼けとて、焼かれにければ、確かにこのことを知れる人なし。（注8）されども少々まじりて見ゆるところもあり。またかうほどのことあれば、人の口伝に言ひ伝へ言ひ伝へしたることにてあれば、ことのせんは皆見えるにや。（注9）権者たちの生まれて、かかることはありけるにや。されど、異人を権者といふことはなし。天神は疑ひなき観音の化現（注10）にて、末代さまの王法をま近くまもらんとおぼしめして、かかることはありけりとあらは（注11）に知ることなり。時平の讒言といふ事は一定なり。（注12）浄蔵法師伝にも見えた。さりながら八年まではえ取らせ給はざりけるにや。天神の霊の時平につかせ給ひたりけるを、浄蔵が加

持して、したたかに責めければ、仏法の威験に勝ちがたくて、浄蔵が父の(注7)善宰相清行存日なりければ、善相公に「B汝が子の僧呼びのけよ」とねんごろに託宣して仰せられければ、浄蔵も恐れて去りにける後、つひに時平うせ給ひにけるとこそ見えて侍るめれ。この御心ならば、全て内覧の臣、(注8)撰録の家は、天神の御かたきにて失はるべきにてこそある(a)に、(c)やがて時平の弟の(注10)貞信公、家を伝へ、内覧撰政あやにくに繁昌して、子孫絶ゆることなく、今までめでたくて過ぎらるることを深く案ずるには、日本国は小国なり、内覧の臣二人併びては一定悪しかるべし、大織冠の御あとを深く守らんとて、時平の讒口にわざといたりて御身を失ひて、しかも撰録の家を守らせ給ふなり。

(『愚管抄』より)

(注)

- 1 寛平——元号。ここでは宇多天皇のこと。醍醐天皇の父で、先代に当たる。
- 2 昭宣公——藤原基経。藤原時平の父。
- 3 菅丞相——菅原道真。後出の「天神」も同じ。
- 4 内覧——天皇に奏上する文書を、あらかじめ閲覧する権限を有する重臣。
- 5 権者——仏や菩薩が、民衆を救うために仮に現れた姿。
- 6 浄蔵——平安中期の天台宗僧。
- 7 善宰相清行——三善清行。文章博士・参議などを歴任した官人で、浄蔵の父。
- 8 撰録——撰政・関白のこと。
- 9 貞信公——藤原忠平。後年、撰政に就任した。
- 10 大織冠——藤原氏の始祖である、藤原鎌足のこと。

問一 『愚管抄』は、後鳥羽院(上皇)の拳兵を諫める目的で書かれたと考えられている。歌人でもあった後鳥羽院と最も関係の深い歌集は次のうちどれか、記号で答えなさい。

- ① 『新古今和歌集』
- ② 『山家集』
- ③ 『金槐和歌集』
- ④ 『小倉百人一首』
- ⑤ 『千載和歌集』

問二 二重傍線部(a) (d)の「に」の文法的な説明として正しいものを次の中から選び、記号で答えなさい。(同じものを二回以上選んでもよい)。

- ① 名詞の一部
- ② 形容動詞の活用語尾
- ③ 格助詞
- ④ 接続助詞
- ⑤ 完了の助動詞「ぬ」の連用形
- ⑥ 断定の助動詞「なり」の連用形
- ⑦ 動詞の活用語尾

問三 波線部アウを、それぞれ現代語訳しなさい。

問四 傍線部(A)「されども少々まじりて見ゆるところもあり」とあるが、どういうことか、五〇字以内で説明しなさい。

問五 傍線部(B)「汝が子の僧呼びのけよ」とあるが、なぜそのようなことを要求したのか、五〇字以内で説

明しなさい。

問六 傍線部(C)「やがて時平の弟の貞信公、家を伝へ、内覧摂政あやにくに繁昌して、子孫絶ゆることなく、
今までめでたくて過ぎらるること」の理由を、作者はどのように考えているか、七〇字以内で書きなさい。

第十五問 『愚管抄』

次の文章は、菅原道真が藤原時平の策略によって左遷された事件（北野の御事）を中心に述べたものである。これを読んで、問一〜六に答えなさい。（本文の一部を省略したところがある。）

さて（注1）寛平は位につかせおはしましけるはじめより、「我が身は無下に聖主の器量にあらず」とて、「アと（注2）降りなん」と常に（注3）昭宣公に仰せ合はせけるを、「いかでかさること候はん」とのみ申されければ、「さらば一向に世のまつりごとをしてたべ」とうちまかせておはしましける程に、十年たもちおはしましける第六年かに、昭宣公うせ給ひ（注4）にければ、その太郎の時平と（注5）菅丞相とを（注6）内覧の臣に定められて、遺誠書かせ給ひて三十一にて降りさせ給ひて、延喜の帝は醍醐天皇と申すに御讓位ありければ、十三にていまだ御元服もなかりけるを、今日ただ元服をして位につかんとて、にはかに御元服ありて摂政を用ゐられず、寛平の御遺誠のままに時平と天神とに、まつりごとを仰せ合はせてありけるほどに、十七の御歳、延喜元年に北野の御事はいできにけり。その事は、（注7）帝ゆゆしきわが御ひがごと、大事を出だしたりとやおほしめしけん、全て北野の御事、諸家、官外記の日記を皆焼けて、焼かれにければ、確かにこのことを知れる人なし。（注8）されども少々まじりて見ゆるところもあり。またかうほどのことあれば、人の口伝に言ひ伝へ言ひ伝へしたることにてあれば、ことのせんは皆見えるにや。（注9）権者たちの生まれて、かかることはありけるにや。されど、異人を権者といふことはなし。天神は疑ひなき観音の化現（注10）にて、末代さまの王法をま近くまもらんとおぼしめして、かかることはありけりとあらは（注11）に知ることなり。時平の讒言といふ事は一定なり。（注12）浄蔵法師伝にも見えた。さりながら八年まではえ取らせ給はざりけるにや。天神の霊の時平につかせ給ひたりけるを、浄蔵が加

持して、したたかに責めければ、仏法の威験に勝ちがたくて、浄蔵が父の(注7)善宰相清行存日なりければ、善相公に「B汝が子の僧呼びのけよ」とねんごろに託宣して仰せられければ、浄蔵も恐れて去りにける後、つひに時平うせ給ひにけるとこそ見えて侍るめれ。この御心ならば、全て内覧の臣、(注8)撰録の家は、天神の御かたきにて失はるべきにてこそある(a)に、(c)やがて時平の弟の(注10)貞信公、家を伝へ、内覧撰政あやにくに繁昌して、子孫絶ゆることなく、今までめでたくて過ぎらるることを深く案ずるには、日本国は小国なり、内覧の臣二人併びては一定悪しかるべし、大織冠の御あとを深く守らんとて、時平の讒口にわざといたりて御身を失ひて、しかも撰録の家を守らせ給ふなり。

(『愚管抄』より)

(注)

- 1 寛平——元号。ここでは宇多天皇のこと。醍醐天皇の父で、先代に当たる。
- 2 昭宣公——藤原基経。藤原時平の父。
- 3 菅丞相——菅原道真。後出の「天神」も同じ。
- 4 内覧——天皇に奏上する文書を、あらかじめ閲覧する権限を有する重臣。
- 5 権者——仏や菩薩が、民衆を救うために仮に現れた姿。
- 6 浄蔵——平安中期の天台宗僧。
- 7 善宰相清行——三善清行。文章博士・参議などを歴任した官人で、浄蔵の父。
- 8 撰録——撰政・関白のこと。
- 9 貞信公——藤原忠平。後年、撰政に就任した。
- 10 大織冠——藤原氏の始祖である、藤原鎌足のこと。

問一 『愚管抄』は、後鳥羽院(上皇)の拳兵を諫める目的で書かれたと考えられている。歌人でもあった後鳥羽院と最も関係の深い歌集は次のうちどれか、記号で答えなさい。

- ① 『新古今和歌集』
- ② 『山家集』
- ③ 『金槐和歌集』
- ④ 『小倉百人一首』
- ⑤ 『千載和歌集』

問二 二重傍線部(a) (d)の「に」の文法的な説明として正しいものを次の中から選び、記号で答えなさい。(同じものを二回以上選んでもよい)。

- ① 名詞の一部
- ② 形容動詞の活用語尾
- ③ 格助詞
- ④ 接続助詞
- ⑤ 完了の助動詞「ぬ」の連用形
- ⑥ 断定の助動詞「なり」の連用形
- ⑦ 動詞の活用語尾

問三 波線部アウを、それぞれ現代語訳しなさい。

問四 傍線部(A)「されども少々まじりて見ゆるところもあり」とあるが、どういうことか、五〇字以内で説明しなさい。

問五 傍線部(B)「汝が子の僧呼びのけよ」とあるが、なぜそのようなことを要求したのか、五〇字以内で説

明しなさい。

問六 傍線部(C)「やがて時平の弟の貞信公、家を伝へ、内覧摂政あやにくに繁昌して、子孫絶ゆることなく、
今までめでたくて過ぎらるること」の理由を、作者はどのように考えているか、七〇字以内で書きなさい。